内閣衆質一三九第六号

平成八年十二月二十四日

衆

議院議長

伊藤宗一郎殿

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議員枝野幸男君提出新幹線建設費の受益者負担に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院議! 員枝野幸男君提出新幹線建設費の受益者負担に関 する質問 に対する答弁書

一について

て計上し、 用等については当期の損益計算から除去しなければならないという企業会計上の計算原則であって、 ような考え方に従い、 費用収益対応原則は、 その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならず、 企業会計が適切に処理されれば足り、 損益計算書に、 企業のすべての費用及び 収益が発生する以前 収益を当該企業の支出及び収入に の企業の実際の支出を妨 かつ、 例えば 前 基 この 払費 づい

二について

げるものでは

ないと考えられる。

線鉄道施設についても、 受益者負担金を支払う制度を法律上に規定してい に際し、 負担によっ 今後整 正備され 公的負担との均衡を図る観点から、 て日本 る新幹線鉄道 -鉄道建 設 法律上の手当てを行うことにより同様の制度を設けることは合理的であると考え 公団が整備 施設 は、 Ļ 鉄道事業者が自らの負担により整備 か その つ、 施設整備により一般の者と比べて高い受益を受ける者が 保有する施設であるが、 る例は多数存在するところであり、 かかる公的負担による施 する鉄道施 今後整備され 設とは異なり、 る新幹 設 整備 公的

三について

受益者負担金として私人に一定の負担を課す場合において、受益と負担との間に合理的関係があれば、

憲法の保障する財産権の侵害には当たらないと考えられる。